

年休取得に関し、 労基法違反を申告！

労働基準監督署へ

労基法104条
に基づき

大阪第二運輸所分会は、年休取得をめぐる対応が、労働基準法に違反している可能性があることから、淀川労働基準監督署に相談に行きました。その結果、直接ではないが、法の運用に問題があるのではないかと判断し、以下の3項目について調査するという内容で申告が受理されました。

- ①年休申請時に会社が年休取得の理由を書かせること
理由を記載していない社員名を掲示に貼り出したこと
- ②診断書、僧侶の法事証明などの提出を求めること
- ③年休に対する時季変更権行使に関する問題点

申告を受理した労働基準監督署は、関西支社人事課中村課長代理他3名を呼び出し組合が申告した3項目について説明を求めました。

その中で会社は、①理由を記載しない社員を掲示したのは、事由記載漏れや印漏れ等を社員に知らせるために、一緒に掲示しているのであくまでもお知らせである。②証明書などの提出を求めるのは、病欠にするのか年休に振り返るのかなどの判断のためである。③時季変更権は350人もいる職場なので、会社からここを休んでくださいと言うのは無理であるという説明でした。

会社は、労働者の当たり前の権利である年休を、「お願いして出してもらおうものだ」と言わんばかりの回答です。労働基準監督署は、今後も会社から事情を聞いて、労働基準法に抵触していないか引き続き調査するとのことでした。

この様なことは労働基準法に抵触する？
年休は労働者の権利です！
年度内に申し込んだ年休数が、年度内に発給されない！
年休申込時に理由を強制的に書かされている！